

「生体医工学」投稿規定

(1990年4月施行, 2005年3月, 2007年3月改定)

日本生体医工学会（日本エム・イー学会）では解説と原著論文の掲載を中心とした「生体医工学」を年6回発行します。

「生体医工学」は従来の「医用電子と生体工学」を引き継ぐもので、2005年からは解説（特集）を主体に編集されていた「BME」と統合され、本学会の新たな総合誌として発行しています。原著論文としては、「研究」、「研究速報」、「資料」を掲載します。巻・号は「医用電子と生体工学」を継承します。

原稿は日本語で書かれたものに限り（一部の原稿を除く）、執筆要項に従って書いてください。掲載の採否は「生体医工学」編集委員会で審議の上決定します。

1. 投稿資格

~~解説・研究・研究速報・資料のいずれか1つを執筆する者は、生体医工学シンポジウム特集においては、会員/非会員を問いませんが、生体医工学会会員であることが望ましい。~~
生体医工学シンポジウム特集においては、
会員/非会員を問いませんが、生体医工学会会員であることが望ましい。

2. 原稿の種類・内容および規定ページ

(1) 解説

~~生体医工学関連の技術や研究の最新の成果をまとめた解説論文は、生体医工学シンポジウム特集においては、研究・研究速報・資料に投稿できます。~~
生体医工学シンポジウム特集においては、
研究・研究速報・資料に投稿できます。

(2) 研究

本学会の目的にかなった新しい研究成果を発表するもので、内容の客観性が高く、他に未発表の原著論文とします。医学および工学の両者に関係のあることが望ましく、次の諸項を含むもの。i) 研究の目的とそれを応用した時の利益、ii) これまでの考え方や新しい考え方の差異、iii) 実験または演算などの結果の一例、iv) 検討の結果、など。〔刷り上がり6ページ以内〕

(3) 研究速報

前項の「研究」とするほどまとまった形ではないが、新しい考え方の提案、新しい実験事実などで、早く発表する価値があると考えられるもの。〔刷り上がり4ページ以内〕

(4) 資料

機器、部品などの試験報告や設計資料などで、発表することが読者に役立つと考えられるもの。〔刷り上がり2ページ以内〕

3. 掲載料

~~解説などの4ページ以内の論文は、規定ページを超過しない限り、掲載料を別途定めます。~~
生体医工学シンポジウム特集においては、
掲載料は1頁につき24,000円とします。

4. 投稿の手続き

原著論文の投稿に際しては、「生体医工学」巻末の執筆

要項に従って論文を作成の上、投稿票、本文原稿、図表をPDFファイルとし、下記の「生体医工学」編集部に送付してください（誓約書は別途郵送）。~~なお、郵送による投稿も受け付けます。~~ 投稿手続きの詳細は執筆要項に記載されています。

〒113-0032 東京都文京区弥生2-4-16

(財)学会誌刊行センター内 「生体医工学」編集部

E-mail: tjsmbe@capj.or.jp

Tel 03-3817-5821 Fax 03-3817-5830

5. 著作権

「生体医工学」に掲載された論文の著作権および著作権は（社）日本生体医工学会（日本エム・イー学会）に帰属します。ただし、本会が必要と認めた時あるいは外部からの引用の申請があった時は、編集委員会で審議し、掲載ならびに著作権使用を認めることがあります。

6. 倫理面への配慮について

投稿論文は、以下にそったものとし、該当する事項を論文中に明記すること。この条件が満たされない場合は返却になることがあります。なお、倫理規定が未だ定められていない施設の投稿論文については編集委員会で個々に判断します。但し、倫理面に問題があるという理由で返却の場合に投稿者は異議を申し立てることができます。

(1) ヒトを対象とした研究に当たっては、「ヘルシンキ宣言 http://www.med.or.jp/wma/helsinki02_j.html」の倫理的原則に則ること。インフォームド・コンセントを得ること。所属施設内の倫理委員会ないしそれに準ずる機関の承認を得ていることが望ましい。個人情報保護に基づき、匿名化すること。

(2) 動物を対象とした研究に当たっては、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号） http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06060904.htm」に則ること。所属施設の倫理委員会ないしそれに準ずる機関の承認を得ていることが望ましい。

(3) ヒトゲノム・遺伝子、ヒト幹細胞、あるいは遺伝子治療を対象とした研究、臨床研究及び疫学研究に当たっては、「人間の尊厳及び人権を尊重し、社会の理解と協力を得て、適正に研究を実施する厚生労働省の倫理指針 <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/index.html>」に則ること。所属施設内の倫理委員会ないしそれに準ずる機関の承認を得ていることが望ましい。

例文1. 研究はヘルシンキ宣言に則り、被験者のインフォームド・コンセントを得て行った。また、（所属施設）の（倫理委員会）の承認を得た。

例文2. 実験は「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号）」に則って行った。

例文3. 研究は厚生労働省の遺伝子治療に関する倫理指針に則り、（所属機関）の（倫理委員会）の承認を得て行った。

() 内は該当する施設名、委員会名を記入してください。